

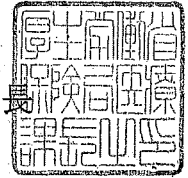


保医発1130第4号  
平成24年11月30日

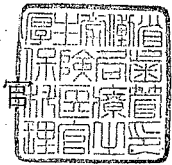
地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成24年12月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図りたい。

### 記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D014(16)中「ネフェロメトリー法」を「ネフェロメトリー法又はTIA法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(18)を(19)とし、(17)の次に次のように加える。
  - (18) 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出
    - ア 結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。
    - イ 当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する
    - ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (16) 「23」のIgG4は、ネフェロメトリー法又はTIA法による。</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略</p> <p>(18) <u>結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出</u> ア <u>結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。</u> イ <u>当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する</u> ウ <u>当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p>(19) 略</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (16) 「23」のIgG4は、ネフェロメトリー法による。</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) 略</p> <p>(18) 略</p>